

職員ノ管理職手当ニ関スル規則等ノ一部ヲ改正スル規則ヲ公布スル。

令和四年三月三日

東京都北区長

花川與惣太

東京都北区規則第十四号

職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第一条 職員の管理職手当に関する規則（平成十九年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「六級」を「六級以上」に改める。

（職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第二条 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成四年三月東京都北区規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号中「六級」を「六級以上」に改める。

（職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第三条 職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三中「六級」を「六級以上」に改める。

（職員の勤勉手当に関する規則の一部改正）

第四条 職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三及び別表第四中「六級」を「六級以上」に改める。

（職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第五条 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号区分の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 東京都北区七級職の設置等に関する規則（令和三年十二月東京都北区規則第七十四号）第三条第一項に規定する職務分類基準における職務の級が七級職であつた職員

（東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

第六条 東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十六年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「六級」を「五級」に、「四級以下」を「三級以下」に改める。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区健康づくり推進協議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十五号

東京都北区健康づくり推進協議会条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区健康づくり推進協議会条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「健康福祉部健康推進課」を「健康部健康推進課」に改める。
付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区役所庁舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十六号

東京都北区役所庁舎管理規則の一部を改正する規則

東京都北区役所庁舎管理規則（昭和五十七年六月東京都北区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三庁舎及びその敷地の項中「健康福祉部生活福祉課長」を「福祉部生活福祉課長」に改め、同表第五庁舎及びその敷地の項中「健康福祉部北部地域保護担当課長」を「福祉部北部地域保護担当課長」に改め、同表東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）第五条及び第六条に規定する行政機関の庁舎及びその敷地の項中「健康福祉部生活衛生課長」を「健康部生活衛生課長」に改める。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区立児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十七号

東京都北区立児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立児童遊園条例施行規則（昭和三十三年五月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表(1)中「一、五八三元」を「一、八五六円」に、「一一七円」を「一三七円」に、「一四〇円」を「一六五円」に、「三五一元」を「四一二円」に、「七〇三元」を「八二五円」に、「一、一七三元」を「一、三七五円」に、「九、三六〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一四、六二五円」を「一六、八七五円」に、「八六五円」を「一、〇三八円」に改め、同表(2)中「三九円」を「四五円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区立児童遊園条例施行規則の規定により、既に納付すべきものとされているこの規則の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

東京都北区道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月十七日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第十八号

東京都北区道路占用規則の一部を改正する規則

東京都北区道路占用規則（昭和五十三年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「~~東京都北区道路占用規則~~」を「~~東京都北区道路占用規則~~」に改める。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十二日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第二十号

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区高齢者住宅条例施行規則（平成九年十月東京都北区規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

付則第五項を削る。

別記第一号様式中「四・六・四

五」を「

五」に、

四・四

を

に、

「すゝて」を「全て」に改め、「介助を受けてゐる」の次に「（要介護・要介護

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に新たに高齢者住宅の使用を許可された者に係るこの規則による改正前の東京都北区高齢者住宅条例施行規則付則第五項の規定による使用料の減額については、なお従前の例による。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十一号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条地域振興部の部スポーツ推進課の項に次のように加える。

トッパスリートのまち推進係

第八条健康福祉部の部中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同部健康福祉課の項中「健康福祉課」を「地域福祉課」に、「健康福祉係」を「地域福祉係」に改め、同部健康推進課の項、生活衛生課の項及び保健予防課の項を削り、同部の次に次のように加える。

健康部

健康推進課

健康係

健康づくり推進係

王子健康支援センター

赤羽健康支援センター

滝野川健康支援センター

生活衛生課

生活衛生係

保健予防課

保健予防係

結核感染症係

第八条土木部の部施設管理課の項中「施設管理課」を「土木管理課」に、「管理・交通係」を「管理占用係」に改め、「占用係」を削り、同部道路公園課の項中「工務係」を「河川係」に、「公園河川係」を「公園係」に改める。

第九条第二項中「健康福祉部」を「福祉部、健康部」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前各項に規定する職のほか、必要な職を置くことができる。

第十一条の二防災・危機管理課の部第三号中「地域防災計画」を「国土強靱化地域計画」に改め、同部中第十八号を第十九号とし、第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 防災施設の設置及び維持管理に関すること。

第十一条の二防災・危機管理課の部中「国土強靱化地域計画」を「地域防災計画」に改め、「四 防災施設の設置及び維持管理に関すること。」を削る。

第十一条の三スポーツ推進課の部課務担当主査の項中「課務担当主査」を「トツプアスリートのまち推進係」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、

同項に次の一号を加える。

二 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーに関すること。
第十二条の三の見出し及び同条中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同条健康福祉課の部中「健康福祉課」を「地域福祉課」に改め、同部健康福祉係の項中「健康福祉係」を「地域福祉係」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「健康及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 福祉と保健医療の連携及び調整に関すること。

第十二条の三健康福祉課の部事業調整係の項第四号中「保健福祉施設」を「福祉施設」に改め、同条健康推進課の部を削り、同条生活福祉課の部生活支援係の項第六号を削り、同項第七号中「墓地、埋葬に関する法律」を「墓地、埋葬等に関する法律」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条高齢福祉課の部高齢福祉係の項第二号を次のように改める。

二 高齢者保健福祉に関する調査、計画及び調整に関すること（他に規定するものを除く。）。

第十二条の三高齢福祉課の部高齢福祉係の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 地域包括支援センターの経理に関すること。

第十二条の三高齢福祉課の部高齢相談係の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条生活衛生課の部及び保健予防課の部を削る。

第十三条を次のように改める。

（健康部各課、係等の分掌事務）

第十三条 健康部各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。

健康推進課

健康係

一 成人及び母子保健事業に関すること。

二 区民健康診査及びがん検診等に関すること（他に規定するものを除く。）。

三 保健医療関係諸団体との連絡調整及び支援に関すること（他に規定するものを除く。）。

四 保健医療と福祉の連携及び調整に関すること。

五 部の庶務に関すること。

六 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。

七 部内他の課、係に属しないこと。

健康づくり推進係

一 健康づくりに関する調査、計画及び調整に関すること（他に規定するものを除く。）。

二 区民の健康づくりに関すること（他に規定するものを除く。）。

三 健康づくり推進協議会に関すること。

王子健康支援センター

赤羽健康支援センター

滝野川健康支援センター

一 健康相談、健康教育及び保健指導に関すること（他に規定するものを除く。）。

二 区民の健康づくりの支援に関すること。

三 母性、乳幼児等の健康診査等の実施に関すること。

四 成人及び母子保健事業の実施に関すること。

五 施設の維持管理及び運営に関すること（滝野川健康支援センターに限る。）。

六 健康支援センター間の事務の調整に関すること（王子健康支援センターに限る。）。

課務担当主査

- 一 地域医療連携に関すること。
- 二 医療提供体制に関すること。
- 三 休日診療等に関すること。
- 四 在宅療養の推進に関すること。

生活衛生課

生活衛生係

- 一 動物の適正飼養に関すること。
- 二 獣医衛生統計調査に関すること。
- 三 受動喫煙防止対策に関すること。
- 四 課内他の係に属しないこと。

課務担当主査

- 一 ねずみ及び衛生害虫等の防除指導に関すること。
- 二 環境衛生の連絡調整に関すること。
- 三 住宅宿泊事業に関すること。

課務担当主査

- 一 食品衛生の連絡調整に関すること。

課務担当主査

- 一 医薬衛生の連絡調整に関すること。

保健予防課

保健予防係

- 一 地域保健の研究及び研修に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく医療保護入院に関すること。
- 三 課内他の係に属しないこと。

結核感染症係

- 一 結核の予防に関すること。
- 二 エイズの予防に関すること。
- 三 その他感染症の予防に関すること。

課務担当主査

- 一 栄養指導に関すること。

課務担当主査

- 一 予防接種に関すること（他に規定するものを除く。）。

課務担当主査

- 一 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。

第十四条 都市計画課の部中

- 一 部の総合窓口に関すること。

- 二 都市計画審議会の庶務に関すること。
 - 三 景観づくり審議会の庶務に関すること。
 - 四 地価公示図書の閲覧に関すること。
 - 五 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。
 - 六 国土利用計画法に基づく届出及び遊休土地の調査に関すること。
 - 七 市街地復興に関すること。
 - 八 部の庶務に関すること。
 - 九 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
 - 十 部内他の課に属しないこと。
 - 十一 都市計画審議会の庶務に関すること。
 - 十二 景観づくり審議会の庶務に関すること。
 - 十三 地価公示図書の閲覧に関すること。
 - 十四 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。
 - 十五 国土利用計画法に基づく届出及び遊休土地の調査に関すること。
 - 十六 市街地復興に関すること。
 - 十七 部の庶務に関すること。
 - 十八 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
 - 十九 部内他の課、係に属しないこと。
- を
- に改め、

「都市計画公園等の計画及び調整に関すること」の下に「（他の課に属するものを除く。）」を加え、「（十条地区を除く。）」に関すること」を「に関すること」（他の課に属するものを除く。）に、「景観づくりに関すること」（他の課に属するものを除く。）を「景観づくりに関すること」に、

「一 王子駅周辺まちづくりの調査、計画及び調整に関すること。」を
「一 都市中心拠点周辺まちづくりの調査、計画及び調整に関すること。」を

課務担当主査

一 都市中心拠点に係る鉄道駅に関連する調査、計画及び調整に関する
に改
こと。

め、同条まちづくり推進課の部中

「七 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に関すること。」

八 大規模団地建替え計画等の調整に関すること。

九 景観形成重点地区の指定に関すること。

十 都市防災不燃化促進事業に関すること。

「七 大規模団地建替え計画等の調整に関すること。」に、

「一 防災都市づくり推進計画の実施に関すること。」

二 無電柱化チャレンジ事業に関すること。

三 防災街区整備事業に関すること。

を

「

課務担当主査

- 一 十条地区のまちづくり事業の実施に関すること。
- 二 十条地区の地区計画に関すること。
- 三 十条地区の住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に関すること。

を

- 四 十条地区の都市防災不燃化促進事業に関すること。
- 五 十条地区の防災都市づくり推進計画の実施に関すること。
- 六 十条地区の防災街区整備事業に関すること。
- 七 十条地区の東京都施行による都市計画道路事業の調整に関すること。

課務担当主査

- 一 十条駅付近連続立体交差事業の調整に関すること。

課務担当主査

- 一 十条駅西口地区市街地再開発事業に関すること。
- 一 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に関すること。
- 二 都市防災不燃化促進事業に関すること。
- 三 防災都市づくり推進計画の実施に関すること。
- 四 防災街区整備事業に関すること。
- 五 無電柱化チャレンジ事業に関すること。

に

改める。

第十五条土木政策課の部企画調整係の項第一号を削り、同項第二号中「橋梁」の下に「、公共船着場、公衆便所」を加え、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 連続立体交差事業に関すること。

第十五条土木政策課の部企画調整係の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同項第七号中「課」を「課、係」に改め、同号を同項第五号とし、同部事業計画係の項第二号中「道路」の下に「、橋梁、公共船着場、公衆便所」を加え、同部整備係の項第一号中「設計」を「詳細設計」に改め、同項第二号中「策定」を「計画」に改め、同項第四号を削り、同項の次に次のように加える。

課務担当主査

一 公共交通等の計画及び調整並びに運行支援に関すること。

二 自転車事業の計画及び調整に関すること。

三 交通安全及び違法駐車等の防止対策に関すること。

第十五条施設管理課の部中「施設管理課」を「土木管理課」に改め、同部管理・交通係の項を次のように改める。

管理占用係

- 一 課内事業の進行管理に関すること。
 - 二 道路、公園等及び河川の財産管理及び管理に係る協議に関すること。
 - 三 道路占用工事に関すること（他に規定するものを除く。）。
 - 四 道路管理センターに関すること。
 - 五 道路管理者以外の者が行う道路工事に関すること。
 - 六 道路等の使用に伴う損害予防及び危険防止に関すること。
 - 七 道路、河川、公共溝渠、法定外公共物等の占用許可に関すること。
 - 八 車両制限令に関すること。
 - 九 沿道堀削の届出等に関すること。
 - 十 公園等及び公園附属施設の長期占用及び使用に関すること。
 - 十一 屋外広告物に関すること（他に規定するものを除く。）。
 - 十二 課内他の係に属しないこと。
- 第十五条施設管理課の部占用係の項を削り、同部監察係の項第三号中「損傷」を「交通事故による損傷」に改め、同項第四号中「道路管理」を「道路等の管理」に改め、同条道路公園課の部工務係の項を次のように改める。
- 河川係
- 一 課内事業の進行管理に関すること。
 - 二 水防及び除雪に関すること。

三 河川、公共溝渠及び公共船着場の維持管理に関すること。

四 総合治水対策に関すること。

五 水辺環境整備事業の調整及び推進に関すること。

六 課内事業の助成に関すること。

七 課内他の係に属しないこと。

第十五条 道路公園課の部公園河川係の項中「公園河川係」を「公園係」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同部課務担当主査の項を削る。

別表第一第五号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同表中第六号を削り、第七号を第六号とする。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十二号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年十二月東京都北区規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の十の次に次の一条を加える。

第四条の十一 条例別表第一の十三の項の東京都北区規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号。以下「都医療費助成条例」という。）第四条の規定による受給者証の交付の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- 二 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号。以下「都医療費助成条例施行規則」という。）第十条第二項の規定による医療費の助成の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 都医療費助成条例第六条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は

当該届出に対する応答に関する事務

第十一条の十一の次に次の一条を加える。

第十一条の十二 条例別表第二の十九の項の東京都北区規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の東京都北区規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 都医療費助成条例第四条の規定による受給者証の交付の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務
 - 次に掲げる情報
 - イ 当該申請に係る対象者（都医療費助成条例第二条第一項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。）に係る住民票関係情報
 - ロ 当該申請に係る対象者に係る地方税関係情報
 - ハ 当該申請に係る対象者に係る障害者自立支援給付関係情報
 - ニ 当該申請に係る対象者に係る障害者関係情報
 - ホ 当該申請に係る対象者に係る生活保護関係情報
 - ヘ 当該申請に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報
 - ト 当該申請に係る対象者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報（以下この条において「他法令給付等関係情報」という。）
- 二 都医療費助成条例施行規則第十条第二項の規定による医療費の助成の申請の

受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る対象者に係る住民票関係情報

ロ 当該申請に係る対象者に係る地方税関係情報

ハ 当該申請に係る対象者に係る障害者自立支援給付関係情報

ニ 当該申請に係る対象者に係る障害者関係情報

ホ 当該申請に係る対象者に係る生活保護関係情報

ヘ 当該申請に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

ト 当該申請に係る対象者に係る他法令給付等関係情報

三 都医療費助成条例第六条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は

当該届出に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る対象者に係る住民票関係情報

ロ 当該届出に係る対象者に係る地方税関係情報

ハ 当該届出に係る対象者に係る障害者自立支援給付関係情報

ニ 当該届出に係る対象者に係る障害者関係情報

ホ 当該届出に係る対象者に係る生活保護関係情報

ヘ 当該届出に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

ト 当該届出に係る対象者に係る他法令給付等関係情報

付 則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第二十三号

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区営住宅条例施行規則（平成十年二月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（事実上親族と同様の事情にある者）

第三条の二 条例第七条第一項第二号に規定する事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者は、東京都北区において別に定めるところによりパートナ

ーシップの宣誓を行った者とする。

第四条第二項第四号中「書類」の下に「又は前条に規定するパートナーシップの宣誓を行ったことを証する書類」を加える。

第九条中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改める。

第十条第一項、第十一条及び第十三条第三項中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に改める。

第十六条第一項第一号中「予約者」の下に「及び第三条の二に規定するパートナーシップの宣誓を行った者」を加える。

第二十条第三項第一号及び第七項第一号中「未成年者」を「二十歳未満の婚姻していない者」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

（表）

区 営 住 宅 使 用 申 込 書

年 月 日

東京都北区長 殿

私は、東京都北区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので、申し込みます。

抽せん番号	番
-------	---

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、許可の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

申 込 者	郵便番号	〒	区内居住年数	年
	現住所	北区 丁目 番 号 様方・荘 アパート（マンション） 号室		
	電話番号	自 宅	-----	
		携 帯 電 話	-----	
	フリガナ 氏 名	生 年		年 月 日
	フリガナ 外国人の 場合は通 称名	月 日	(満 歳)	

世帯（親族）の構成（住宅に入ろうとする家族）							
住宅に入ろうとする家族	フリガナ	続	生 年 月 日	所 得 等			勤務先名等現在働いている 職場又は学校などの所在地 及び名称
	氏 名	柄	(年 齢)	所 得 金 額	特 別 控 除 額 (個人用)	差 引 額	
申 込 者		本 人		円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
			年 月 日 (歳)	円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
			年 月 日 (歳)	円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
			年 月 日 (歳)	円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
			年 月 日 (歳)	円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
			年 月 日 (歳)	円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
計	名		差 引 額 の 計	円			
遠隔地扶養の人数 ※	名		特 別 控 除 額 (世 帯 用)	円			※遠隔地扶養の人数とは、入居 しないが、申込者又は同居親 族の所得税法上の扶養親族の 人数。
あなたの世帯の 家族数	名		あなたの世帯の所得金額（特別控除後）	円			

◎あなたの世帯で特別控除を受ける方がいる場合には、特別控除の対象となる方の氏名を下欄に記入してください。
（障害者は障害の程度も）

氏 名	特別控除（個人用）	特 別 控 除 （世 帯 用）			障 害 の 程 度
	寡婦又はひとり親	老 人 扶 養	特 定 扶 養	障 害 者 又 は 特 別 障 害 者	
					種 級 度
					種 級 度
					種 級 度

別記様式十三の第五

「3 承継者が同居の許可を受けて居住している場合、同居許可決定通知書（第10号様式）

4 承継者及び同居世帯員で収入のある者については、住民税課税証明書等の収入が分かる書類

5 現使用者氏名欄について、使用者が死亡した場合は、押印は不要です。」

「3 承継者が現使用者とパートナーシップ関係の場合は、東京都北区において別に定めるところによりパートナーシップの宣誓を行ったことを証する書類

4 承継者が同居の許可を受けて居住している場合、同居許可決定通知書（第10号様式）

5 承継者及び同居世帯員で収入のある者については、住民税課税証明書等の収入が分かる書類

6 現使用者氏名欄について、使用者が死亡した場合は、押印は不要です。」

「同居世帯員として同居している者が、同居許可決定通知書（第10号様式）に「同居世帯員として同居している者」として記載されている場合は、同居許可決定通知書（第10号様式）に「同居世帯員として同居している者」として記載されている者に限る。」

別記様式十三の第五

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区営住宅条例施行規則別記第二号様式、第十三号様式及び第二十一号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第二十四号

東京都北区優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

東京都北区優良宅地認定事務施行規則（昭和四十九年六月東京都北区規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第六十三条第三項第五号イ及び第七号イ並びに第六十八条の六十九第三項第五号イ及び第七号イ」を「並びに第六十三条第三項第五号イ及び第七号イ」に改める。

第二条第一項中「、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「及び第六十三条第三項第五号イ」に改め、同条第二項中「、第六十三条第三項第七号イ及び第六十八条の六十九第三項第七号イ」を「及び第六十三条第三項第七号イ」に改める。

第十二条第一項中「、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に改める。

「	第28条の4第3項第5号イ	」
「	第31条の2第2項第14号イ	」
「	第62条の3第4項第14号イ	」
「	第63条の3第5項第1号イ	」
「	第68条の69第3項第5号イ	」

別記第一号様式中

を

「第63条第3項第5号イ
 別記第六号様式中
 「第28条の4第3項第7号イ
 第63条第3項第7号イ
 第68条の69第3項第7号イ
 」」を

「第28条の4第3項第7号イ
 第63条第3項第7号イ
 」に改める。

別記第九号様式及び第十号様式中
 「第28条の4第3項第5号イ
 第63条第3項第5号イ
 」を

「第28条の4第3項第5号イ
 第63条第3項第5号イ
 」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区優良宅地認定事務施行規則別記第一号様式から第四号様式まで、第六号様式、第九号様式及び第十号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を

加え、なお使用することができる。

東京都北区優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第二十五号

東京都北区優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

東京都北区優良住宅認定事務施行規則（昭和四十九年六月東京都北区規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第六十三条第三項第六号及び第七号口並びに第六十八条の六十九第三項第六号及び第七号口」を「並びに第六十三条第三項第六号及び第七号口」に改める。

第二条第一項中「、第六十三条第三項第六号若しくは第七号口並びに第六十八条の六十九第三項第六号及び第七号口」を「又は第六十三条第三項第六号若しくは第七号口」に改める。

第三条第一項中「、第六十三条第三項第六号若しくは第七号口又は第六十八条の六十九第三項第六号及び第七号口」を「又は第六十三条第三項第六号若しくは第七号口」に改める。

別記第一号様式中

第28条の4第3項第6号	第28条の4第3項第7号	第28条の4第3項第6号
第28条の4第3項第7号	第28条の4第3項第7号	第28条の4第3項第7号
第31条の2第2項第15号	第31条の2第2項第15号	第31条の2第2項第15号
第62条の3第4項第15号	第62条の3第4項第15号	第62条の3第4項第15号
第63条第3項第6号	第63条第3項第6号	第63条第3項第6号

を

第 63 条 第 3 項 第 7 号ロ
 第 68 条 の 69 第 3 項 第 6 号
 第 68 条 の 69 第 3 項 第 7 号ロ

「 第 28 条 の 4 第 3 項 第 6 号
 第 28 条 の 4 第 3 項 第 7 号ロ
 第 31 条 の 2 第 2 項 第 15 号ニ
 第 62 条 の 3 第 4 項 第 15 号ニ
 第 63 条 第 3 項 第 6 号
 第 63 条 第 3 項 第 7 号ロ
 」

「 一 〃 「一むね」を「1棟」に
 〃 「又は第 63 条 第 3 項 第 6 号及び第 7 号ロに基づく」を「又は第 68 条 の 69 第 3 項 第 6 号及び第 7 号ロに基づく」に改める。」

3 項 第 6 号及び第 7 号ロ又は第 68 条 の 69 第 3 項 第 6 号及び第 7 号ロに基づく」を「又は第 68 条 の 69 第 3 項 第 6 号及び第 7 号ロの規定」に改め、同様式別紙二中「1むね」を「1棟」に改める。

付 則

(施行期日)
 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区優良住宅認定事務施行規則別記第一号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについて

は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十六号

東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年六月東京都北区規則第四十二号）の一部を次に改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（容積率の特例の許可の申請に係る添付書類）

第五条の二 省令第十八条第一項の規定により区長が定める図書又は書面は、別表に掲げる図書、理由書及び認定通知書（変更認定を受けた者は、認定通知書及び変更認定通知書）の写しその他区長が必要と認める書類とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（許可申請の取下げ）

第九条の二 省令第十八条第一項の規定により許可を申請した者は、区長が許可をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、許可申請取下げ届（別記第三号様式の二）により区長に届け出なければならない。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（取りやめる旨の申出）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 法第十八条第一項の規定による許可を受けた住宅の工事を取りやめ

ようとする者は、工事取りやめ届（別記第六号様式の二）により、許可通知書を添えて、区長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定により添付した許可通知書は、届出を受理した日から七日以内に、届出をした者に返還するものとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第五条の二関係）

図書の種類	付近見取図	配置図	各階平面図
明示すべき事項	方位、道路及び目標となる地物	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置

二面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ

別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式の2（第9条の2関係）

許 可 申 請 取 下 げ 届

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び
申請者の氏名又は名称

下記の申請を取り下げたいので、東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する
法律施行細則第9条の2の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請書提出年月日及び受付番号
年 月 日 第 号
- 2 敷地の地名地番
- 3 取下げの理由

(注意)

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式の2（第11条の2関係）

工 事 取 り や め 届

年 月 日

東京都北区長 殿

建築主の住所又は主たる事務所の所在地及び
建築主の氏名又は名称

下記の工事を取りやめたいので、東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する
法律施行細則第11条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 許可の年月日・番号

年 月 日 第 号

2 敷地の地名地番

3 建築物等の用途

4 取りやめの内容

	許 可 面 積	取 り や め 面 積
建 築 面 積	m ²	m ²
延 べ 面 積	m ²	m ²

5 取りやめの理由

(注意)

建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(日本産業規格A列4番)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和四年三月二十五日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十七号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（出生サポート休暇）

第十五条の二 出生サポート休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 出生サポート休暇は、一会計年度において、日を単位として、五日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員の出生サポート休暇は、一会計年度において、一時間を単位として五日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全について、出生サポート休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 出生サポート休暇の残日数の全てについて請求があつた場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

5 一時間を単位として承認された出生サポート休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員にあつては、第三項ただし書に規定する時間数を単位として承認された出生サポート休暇を含む。）を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間））をもつて一日とする。

6 任命権者は、出生サポート休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第二十一条第一項中「男子職員」を「職員」に改め、「配偶者」の下に「又は当該職員と同性パートナー関係（婚姻関係と同等の実質を有する戸籍上の性別が同一である二人の者（その者の一方又は双方が配偶者を有する場合を除く。）による社会生活関係をいう。以下同じ。）にある者（以下「同性パートナー」という。）（以下「配偶者等」という。）」を加え、同条第二項及び第三項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二十一条の二第一項及び第二項中「男子職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第七項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二十三条第一項中「結婚する場合」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合及び同性パートナー関係になる場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第二十四条の五第一項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二十五条第一項第五号中「配偶者の」を「配偶者等の」に改め、同項第七号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項に次の二号を加える。

八 同性パートナー

九 同性パートナーの父母

第二十八条中「第十六条」を「第十五条の二」に改める。

別表第三中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「姻族」の下に「又は同性パートナーの血族」を加える。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十八号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「公民権行使等休暇」の下に「、出生サポート休暇」を、「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「のうち」の下に「、出生サポート休暇、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（出生サポート休暇）

第十七条の二 出生サポート休暇は、会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 出生サポート休暇は、一会計年度において、日又は時間を単位として、五日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、十日）以内で承認する。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員及び二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られた会計年度任用職員の出生サポート休暇は、一会計年度において、一時間を単位として五日（体外受精及

び顕微授精に係るものである場合にあっては、十日以内で承認する。ただし、当該会計年度任用職員の一回の勤務に割り振られた勤務時間であって一時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数を単位として承認することができない。

4 出生サポート休暇の残日数の全てについて請求があった場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができない。

5 第十三条第四項の規定は、時間を単位として使用した出生サポート休暇を日に換算する場合について準用する。

6 任命権者は、出生サポート休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第二十一条の次に次の二条を加える。

（出産支援休暇）

第二十一条の二 出産支援休暇は、会計年度任用職員がその配偶者又は当該会計年度任用職員と同性パートナー関係（婚姻関係と同等の実質を有する戸籍上の性別が同一である二人の者（その者の一方又は双方が配偶者を有する場合を除く。））による社会生活関係をいう。以下同じ。）にある者（以下「同性パートナー」という。）（以下「配偶者等」という。）の出産に当たり、子の養育その他家事等

- を行うための休暇とする。
- 2 出産支援休暇は、会計年度任用職員の配偶者等の出産の前後を通じて、日又は時間を単位として、二日以内で承認する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員及び二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られた会計年度任用職員の出産支援休暇は、会計年度任用職員の配偶者等の出産の前後を通じて、一時間を単位として二日以内で承認する。ただし、当該会計年度任用職員の一回の勤務に割り振られた勤務時間であって一時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
 - 4 出産支援休暇の残日数の全てについて請求があった場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。
 - 5 第十三条第四項の規定は、時間を単位として使用した出産支援休暇を日に換算する場合について準用する。
 - 6 任命権者は、出産支援休暇を承認するときは、会計年度任用職員の配偶者等の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。
- (育児参加休暇)
- 第二十一条の三 育児参加休暇は、会計年度任用職員がその配偶者等の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

- 2 育児参加休暇は、会計年度任用職員の配偶者等の出産の日の翌日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、会計年度任用職員に当該会計年度任用職員又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、その配偶者等の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十六週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間内において承認する。
- 3 育児参加休暇は、日又は時間を単位として、五日以内で承認する。
- 4 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員及び二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られた会計年度任用職員の出産支援休暇は、一時間を単位として五日以内で承認する。ただし、当該会計年度任用職員の一回の勤務に割り振られた勤務時間であつて一時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
- 5 育児参加休暇の残日数の全てについて請求があつた場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。
- 6 第十三条第四項の規定は、時間を単位として使用した育児参加休暇を日に換算する場合について準用する。
- 7 育児参加休暇を請求するときは、配偶者等の出産の事実を確認できる証明書等

を示さなければならぬ。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、配偶者等の出産の事実を確認できる証明書等及び会計年度任用職員又はその配偶者等が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならぬ。

第二十三条第一項中「、会計年度任用職員の」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合及び同性パートナー関係になる場合を含む。次項において同じ。）及び会計年度任用職員の」に改める。

第二十六条第一項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二十八条第一項第一号及び第四号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第九号中「配偶者の」を「配偶者等の」に改め、同項第十号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第三中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「姻族」の下に「又は同性パートナーの血族」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十九条各号のいずれにも該当する会計年度任用職員からの介護休暇の承認の請求及び改正後の規則第三十一条各号のいずれにも該当する会計年度任用職員からの介護時間の承認の請求は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十五日

東京都北区長
花川 與惣太

東京都北区規則第二十九号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加える。

- 三 出生サポート休暇
 - 四 妊娠出産休暇
 - 五 出産支援休暇
 - 六 育児参加休暇
- 付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第三十号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二（見出しを含む。）中「第二条第三号イ(3)」を「第二条第三号イ(2)」に改める。

第六条第一項中「公民権行使等休暇」の下に「、出生サポート休暇」を加え、同条第二項中「公民権行使等休暇」の下に「、出生サポート休暇」を、「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第十三条の二（見出しを含む。）中「第十四条第二号ロ」を「第十四条第二号」に改める。

本則に次の四条を加える。

（条例第十八条第一項の東京都北区規則で定める事実）

第十六条 条例第十八条第一項の東京都北区規則で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 職員が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る三歳（非常勤職員にあつては、一歳。以下

この号及び次号において同じ。）に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る三歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。

二 職員が児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（次号において「養子縁組里親」という。）として児童（三歳に満たない児童に限る。以下この号及び次号において同じ。）を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

三 職員が児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一号に規定する養育里親（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）として児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

（条例第十八条第一項の東京都北区規則で定める事項等）

第十七条 条例第十八条第一項の東京都北区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 育児休業に関する制度
- 二 育児休業の承認の請求先

- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の二第一項に規定する育児休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
 - 四 職員が育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い
 - 2 条例第十八条第一項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第三号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。）によつて行わなければならない。
 - 一 面談による方法
 - 二 書面を交付する方法
 - 三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するため用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができないものに限る。）
- （条例第十八条第一項の東京都北区規則で定める措置）
- 第十八条 条例第十八条第一項の東京都北区規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。
- 一 面談
 - 二 書面の交付
 - 三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することに

より書面を作成することができるとに限る。）
（条例第十九条第三号の東京都北区規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置）

第十九条 条例第十九条第三号の東京都北区規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 職員の育児休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- 二 職員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針

の周知

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十一号

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立公園条例施行規則（昭和三十三年四月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の九中「別記第八号様式」を「別記第六号様式及び第八号様式」に改める。

別表第三中「一、五八三元」を「一、八五六円」に、「九三八円」を「一、一〇〇円」に、「一一七円」を「一三七円」に、「一四〇円」を「一六五円」に、「三五一元」を「四一二円」に、「七〇三元」を「八二五円」に、「四六九円」を「五五〇円」に、「一、一七三元」を「一、三七五円」に、「八六五円」を「一、〇三八円」に、「九、三六〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一、六五七円」を「一、九一二円」に、「一四、六二五円」を「一六、八七五円」に、「三九円」を「四五円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区立公園条例施行規則の規定により、既に納付すべきものとされているこの規則の施行の日以後の占用

に係る占用料については、なお従前の例による。

東京都北区駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十二号

東京都北区駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区駐車場条例施行規則（平成二十五年十一月東京都北区規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中 「~~五~~」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区駐車場条例施行規則の規定により、調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十三号

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則（昭和六十一年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式の二

（甲）中 「六区十本町一丁目15番22号」

を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の規定により、調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十四号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

「問い合わせ先

別記第三十二号様式中 北区健康福祉部介護保険課 を

住所

「問合せ先

に改める。

」

別記第三十八号様式中「問い合わせ先」を「問合せ先」に改め、
「北区健康福祉部介護保険課介護保険料係
電話 03（3908）1285（直通） FAX 03（3908）8325」を削る。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区エコー広場館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十五号

東京都北区エコー広場館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区エコー広場館条例施行規則（平成五年十二月東京都北区規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（東京都北区赤羽エコー広場館においては、午後五時）」を削る。

別記第一号様式の六（甲）、同様式（乙）、別記第二号様式（甲）、同様式（乙）、別記第三号様式（甲）、同様式（乙）、別記第四号様式（甲）（表）及び同様式（乙）（表）中

赤羽エコー広場館 午前（10:00～12:00）午後（1:00～5:00）その他（ ）
その他のエコー広場館 午前（10:00～12:00）午後（1:00～4:00）その他（ ）

を

午前（10:00～12:00）午後（1:00～4:00）その他（ ）

に改める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区庁議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第三十六号

東京都北区庁議規則の一部を改正する規則

東京都北区庁議規則（昭和四十年四月東京都北区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教育長」の下に「、技監」を加える。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第三十七号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「健康福祉部長」を「健康部長」に改める。

第一百三十三条第三項中「健康福祉部長」を「健康部長」に改める。

別表総務部契約管財課契約係長の項の次に次のように加える。

<p>スペースゆう所長</p>	<p>スペースゆう所員</p>	<p>スペースゆうにおける収 納金</p>
<p>福祉部生活福祉課生活 支援係長</p>	<p>生活支援係員</p>	<p>生活福祉課生活支援係に おける収納金</p>

別表健康福祉部健康福祉課事業調整係長の項中「健康福祉部健康福祉課事業調整係長」を「福祉部地域福祉課事業調整係長」に、「健康福祉課事業調整係における」を「地域福祉課事業調整係における」に改め、同項の次に次のように加える。

調整係長	福祉部介護保険課給付	福祉部障害福祉課赤羽 障害相談係長	福祉部障害福祉課障害 福祉係長	福祉部長寿支援課長寿 支援主査	福祉部高齢福祉課高齢 福祉係長	福祉部生活福祉課保護 給付係長
	給付調整係員	赤羽障害相談係員	障害福祉課員（赤羽障害 相談係員を除く。）	長寿支援課員	高齢福祉課員	保護給付係員
	介護保険課給付調整係に おける収納金	障害福祉課赤羽障害相談 係における収納金	障害福祉課（赤羽障害相 談係を除く。）における 収納金	長寿支援課における収納 金	高齢福祉課における収納 金	生活福祉課保護給付係に おける収納金

別表健康福祉部健康推進課健康係長の項中「健康福祉部健康推進課健康係長」を「健康部健康推進課健康係長」に、「滝野川健康支援センター係員及び健康増進センター所員」を「及び滝野川健康支援センター係員」に、「滝野川健康支援センター及び健康増進センター」を「及び滝野川健康支援センター」に改め、同表健康福祉部健康推進課王子健康支援センター所長の項中「健康福祉部健康推進課王子健康支援センター所長」を「健康部健康推進課王子健康支援センター所長」に改め、同表健康福祉部健康推進課赤羽健康支援センター所長の項中「健康福祉部健康推進課赤羽健康支援センター所長」を「健康部健康推進課赤羽健康支援センター所長」に改め、同表健康福祉部健康推進課滝野川健康支援センター所長を「健康部健康推進課滝野川健康支援センター所長」に改め、同表健康福祉部生活福祉課生活支援係長の項から健康福祉

福祉部介護保険課介護保険料係長	介護保険料係員	介護保険課介護保険料係 における収納金
障害者福祉センター庶務相談係長	庶務相談係員	障害者福祉センターにお ける収納金

部介護保険課介護保険料係長の項までを削り、同表健康福祉部生活衛生課生活衛生係長の項中「健康福祉部生活衛生課生活衛生係長」を「健康福祉部保健予防係長」に改め、同表健康福祉部保健予防係長の項中「健康福祉部保健予防係長」を「健康福祉部保健予防係長」に改め、同表障害者福祉センター庶務相談係長の項を削り、同表まちづくり部建築課建築指導係長の項の次に次のように加える。

土木部土木政策課企画調整係長	土木政策課員	土木政策課における収納金
----------------	--------	--------------

別表土木部施設管理課管理・交通係長の項を次のように改める。

土木部土木管理課管理 占有係長	土木管理課員	土木管理課における収納金
--------------------	--------	--------------

別表教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課次世代育成係長の項を次のように改める。

--	--	--

教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課
子ども未来係長

子ども未来係員

子ども未来課子ども未来係における収納金

別表教育委員会事務局子ども未来部子どもわくわく課子どもわくわく主査の項中「教育委員会事務局子ども未来部子どもわくわく課子どもわくわく主査」を「教育委員会事務局子ども未来部子どもわくわく課運営支援係長」に改め、同表スペース
ゆう所長の項を削る。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十八号

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野

野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が

二八度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中

心視野視認点数が二〇点以下のもの

別表第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十九号

東京都北区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年七月東京都北区規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四十号

東京都北区公印規則の一部を改正する規則

東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一専用東京都北区印の部3の2の項中「健康福祉部介護保険課給付調整係長」を「福祉部介護保険課給付調整係長」に改め、同表専用北区印の部4の2の項中「健康福祉部障害福祉課障害福祉係長」を「福祉部障害福祉課障害福祉係長」に改め、同表専用東京都北区印の部11の2の項中「土木部道路公園課河川係長」に改め、同部11の6の項中「健康福祉部高齢福祉課高齢福祉係長」に改め、同部11の7の項中「健康福祉部長寿支援課」を「福祉部高齢福祉課高齢福祉係長」に改め、同部11の13の項中「施設管理事務用」を「土木管理事務用」に、「土木部施設管理課管理・交通係長」を「土木部土木管理課管理占用係長」に改め、同部11の17の項中「健康福祉部障害福祉課障害福祉係長」を「福祉部障害福祉課障害福祉係長」に改め、同部11の18の項中「健康福祉部健康推進課王子健康支援センター」を「健康部健康推進課王子健康支援センター」に改め、同部17の5の項中「健康福祉部介護保険課給付調整係長」に改め、同部17の11の項中「健康福祉部生活福祉課生活支援係長」を「福祉部介護保険課給付調整係長」に改め、同部17の11の項中「健康福祉部生活福祉課生活支援係長」を「福祉部生活福祉課生活支援係長」に改め、同部

17の12の項中「健康福祉部保健予防課保健予防係長」を「健康部保健予防課保健予
 防係長」に改め、同表専用東京都北区長代理之印の部23の2の項中「土木部道路公
 園課工務係長」を「土木部道路公園課河川係長」に改め、同部23の6の項中「健康
 福祉部高齢福祉課高齢福祉係長」を「福祉部高齢福祉課高齢福祉係長」に改め、同
 部23の7の項中「健康福祉部長寿支援課」を「福祉部長寿支援課」に改め、同部23
 の13の項中「施設管理事務用」を「土木管理事務用」に、「土木部施設管理課管理
 ・交通係長」を「土木部土木管理課管理占用係長」に改め、同部23の17の項中「健
 康福祉部障害福祉課障害福祉係長」を「福祉部障害福祉課障害福祉係長」に改め、
 同部23の18の項中「健康福祉部健康推進課王子健康支援センター所長」を「健康部
 健康推進課王子健康支援センター所長」に改め、同部29の5の項中「健康福祉部介
 護保険課給付調整係長」を「福祉部介護保険課給付調整係長」に改め、同部29の10
 の項中「健康福祉部生活福祉課生活支援係長」を「福祉部生活福祉課生活支援係長」
 に改め、同部29の11の項中「健康福祉部保健予防課保健予防係長」を「健康部保健
 予防課保健予防係長」に改め、同表専用東京都北区福祉事務所長印の部35の2の項
 中「健康福祉部高齢福祉課高齢福祉係長」を「福祉部高齢福祉課高齢福祉係長」に
 改め、同表東京都北区金銭領収印の項中「区民部税務課、区民部収納推進課」を
 削り、「地域振興部産業振興課」の下に「区民部税務課、区民部収納推進課」を
 加え、「健康福祉部健康福祉課、健康福祉部健康推進課、健康福祉部高齢福祉課、

健康福祉部長寿支援課、健康福祉部障害福祉課、健康福祉部介護保険課を「福祉部地域福祉課、福祉部高齢福祉課、福祉部長寿支援課、福祉部障害福祉課、福祉部介護保険課」に改め、「障害者福祉センター」の下に「健康部健康推進課」を加え、「土木部施設管理課」を「土木部土木管理課」に改める。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第四十一号

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年十二月東京都北区規則第四十二号）の一部を次に改正する。

別表一第一号を次のように改める。

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視

野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が

五六度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中

心視野視認点数が四〇点以下のもの

別表一第九号から第十一号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

別表二第一号を次のように改める。

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

- ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
- 別表二第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改める。
- 付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第四十二号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例（令和四年三月東京都北区条例第十
六号。以下「改正条例」という。）の施行期日は、次の各号に掲げる改正条例の規
定の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 別表第一に次のように加える改正規定のうち東京都北区立滝野川三丁目公園
の項に係る部分 令和四年四月一日

二 前号の改正規定のうち東京都北区立赤羽台けやき公園の項に係る部分 令和

四年四月十五日

付 則

この規則は、公布の日から施行する。